

指導検査の結果について

令和4年11月28日
わかたけかなえ保育園
園長 山本 慎介

令和4年11月15日に実施されたわかたけかなえ保育園の指導検査について、板橋区子育て支援施設課運営指導係より令和4年11月28日付で「令和4年9月27日付け4板子政第109号の6により実施した下記の指導検査において、文書により指摘する事項は認められませんでした」との通知を受けました。

通知の内容は、法令その他に違反する項目がなかったと判断されたことと同義となりますが、検査当日に口頭により指導・助言を受けた事項があります。以下、実地検査指導事項票に記載された文言を以下に転記し、それぞれに対する当園の見解及び対応を列記します。

【保育内容】

- 週案がありませんでした。月案作成時に週案も含めて立案していると聞きました。システム更新時には今の保育の実情にあった週案を作成してください。
- ⇒ 指導計画の作成については、保育所保育指針において下記の定めがあります。

保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。

また、保育所保育指針解説において下記の記載があります。

指導計画は、年・数か月単位の期・月など長期的な見通しを示すものと、それを基に更に子どもの生活に即した週・日などの短期的な予測を示すものとを、保育所の実情に合わせて作成し、それらを組み合わせて用いる。子どもの発達の状態などに応じて、個別の指導計画、あるいはクラスやグループの指導計画など、必要なものを書式も含めて工夫して作成することが求められる。

「今の保育の実情にあった」との助言を受けましたが、各指導計画は現在の保育所の実情に合わせて作成しています。次年度より予定している保育支援ソフトの入れ替えに伴い、より良い書式等の検討は進めています。

○ 睡眠中は重大事故が発生しやすい場面です。定期的（幼児は 15 分毎が望ましい）に子どもの呼吸、寝姿、睡眠状態を点検、記録することにより異常が発生した場合の早期発見、重大事故予防につなげてください。午睡チェック簿の作成については、ご検討ください。

⇒ 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」及び「乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止」（東京都）に基づき、事故防止対策を講じています。午睡チェック簿についても、3 歳未満児については作成しています。

「幼児は 15 分毎が望ましい」との助言を受けましたが、基準として示されているものではなく、科学的な根拠もまた示されているものでもありません。他の業務との兼ね合いやなどを踏まえて、3 歳以上児への対応については下記のとおり
の現行を継続することが望ましいと考えます。

【3～5 歳児クラスにおける睡眠時の対応】（現行）

- ・「乳幼児のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。」を徹底する。
- ・「家庭での生活や就寝時間、発達の状況など一人一人の状況を把握できるまでの間は、必ず仰向けに寝かせる」を徹底する。
- ・状態確認は、定時（13 時 30 分・14 時 30 分）に行う。
- ・有事には検証用カメラの録画映像を確認することとして、午睡チェック簿は作成しない。

○ 令和 4 年 4 月 11 日付け厚生労働省ほか発出「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」については、職員全員が把握された方がいいです。

⇒ 提示された通知は、保育所保育指針解説のほか過去に発出された通知等に基づく安全対策の徹底を促すものであり、内容については特別目新しいものではありません。

各種通知の周知及び対応は、その都度速やかに実施しています。提示された通知において主となっている「保育所における園外活動時の留意事項」（令和元年 6 月 21 日厚生労働省）については、令和元年 7 月 6 日開催の職員会議にて、別紙「散歩時の安全管理の取組（例）」も参照しながら業務の見直しを図りました。

【運営管理】【会計経理】

○ 特になし